定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年九月二十九日

埼玉県川越市清水町一七番地一一

沢建工業株式会社

代表取締役　沢田　通

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年九月二十九日

東京都渋谷区渋谷三丁目三番二号

遠藤電機株式会社

代表取締役　遠藤　久介

定款変更につき通知公告

当社は、株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、定款変更効力発生日に当社の株券は無効となります。

令和八年九月二十九日

名古屋市中川区上脇町二丁目四五番地

株式会社アサヒ超硬工具製作所

代表取締役　瀧田　克

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年九月二十九日

神戸市中央区上筒井通三丁目五番五号

株式会社工販

代表取締役　岩崎　謙一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である鎌田博樹が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年九月二十九日

岩手県盛岡市東中野字日陰山一〇七番地

コムキャストジャパンインク

日本における代表者　鎌田　博樹

限定承認公告

本籍埼玉県志木市本町六丁目二六番、最後の住所埼玉県志木市本町六丁目二六番二一号

被相続人　亡　岡部　智孝

右被相続人は令和八年三月二十九日死亡し、その相続人は令和八年九月一日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十九日

埼玉県志木市本町六丁目二六番二一号

限定承認者　岡部千世子

限定承認公告

本籍愛知県愛西市勝幡町河畔一〇一七番地八、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　早川　晴清

右被相続人は令和七年十月一日頃から十日頃までの間死亡し、その相続人は令和八年九月七日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十九日

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一八―二二　三博ビル五階　名古屋第一法律事務所

限定承認者早川佳人

右代理人　弁護士　川口　創

資本金及び準備金の額の減少公告、吸収分割公告並びに合併公告

左記会社のうち甲は、資本金の額を十四億二百万円、資本準備金の額を十四億二百万円減少することにいたしました。

また、左記会社のうち甲及び乙は吸収分割し、乙は甲の投資事業及び投資を行う子会社の管理事業に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

さらに、左記会社のうち甲及び丙は右の吸収分割の効力が生ずることを条件として合併し、丙は甲の権利義務全部を承継して存続し、甲は解散することにいたしました。

この資本金及び準備金の額の減少、吸収分割並びに合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　https://digital-holdings.co.jp/

(乙)　掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月十日

掲載頁　二十二頁

(丙)　掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月十日

掲載頁　二十二頁

令和八年九月二十九日

東京都千代田区四番町六番

(甲)　株式会社デジタルホールディングス

代表取締役　金澤　大輔

東京都千代田区四番町六番

(乙)　Bonds Investment Group株式会社

代表取締役　石原　靖士

東京都千代田区四番町六番

(丙)　株式会社オプト

代表取締役　金澤　大輔

吸収分割及び資本金の額の減少公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の吸収分割契約書記載の権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

また、乙は資本金の額を三十億五千四百九万七千八百三十円減少し、一億円とするとともに、その減少額の全部を資本剰余金とすることにいたしました。

この会社分割及び資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月八日

掲載頁　一一〇頁（号外第一五三号）

(乙)　http://www.t-gaia.co.jp/

令和八年九月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階

(甲)　株式会社ＢＣＪ―８２―１

代表取締役　知識　賢治

東京都渋谷区恵比寿四丁目一番一八号

(乙)　株式会社ティーガイア

代表取締役　知識　賢治

新規信託分割の公告

積水ハウス信託株式会社（受託者）は、左記のとおり、令和八年十月三十日付で左記一の信託を新規分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、従前の信託

㈠信託の当事者

委託者兼受益者

埼玉県さいたま市浦和区本太二丁目一六番一二号

石塚　隆二

受託者

東京都渋谷区代々木二丁目一番一号

積水ハウス信託株式会社

㈡信託の年月日

令和七年一月三十一日

㈢契約締結日及び契約名称

令和七年一月二十九日付不動産管理承継信託契約【建物建築型（請負先行）】（受益者連続型）（令和七年七月八日付不動産管理承継信託変更契約による変更を含む。）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会ください。

三、分割が効力を生ずる日以後の従前の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しています。

その詳細については、左記連絡先にご照会ください。

四、連絡先

東京都渋谷区代々木二丁目一番一号

積水ハウス信託株式会社

電話番号　〇三―五三五二―八三〇〇

令和八年九月二十九日

受託者　東京都渋谷区代々木二丁目一番一号

積水ハウス信託株式会社

代表取締役　森近　功生